相続手続きチェックリスト(簡易版)

相続手続きの大きな流れ

相続の開始	手続き	手続き					
7日以内	□ 「死亡届」の提出	□ 相続財産の調査・確定/財産目録の作成					
7口以内	□ 「死体火(埋)葬許可申請書」の提出	死亡後すみやかに 遺言書の有無の確認					
10日以内	□ 年金受給停止 & 未支給年金の請求手続き(厚生年金)	行う手続き 相続人の調査・確定					
	□ 年金受給停止 & 未支給年金の請求手続き(国民年金)	健康保険証の返却(サラリーマン、公務員などの場合)					
	□ 「世帯主変更届」の提出						
14日以内	□ 国民健康保険証の資格喪失手続き	-					
	介護保険証の返却						
	□ 限定承認の申立て						
3ヶ月以内	□ 相続放棄の申立て						
4ヶ月以内	□ 所得税の準確定申告						
法定相続人・ 相続財産が確定後	遺産分割協議	・ 必要があれば家庭裁判所に申立てる手続き ・ _{手続き}					
10ヶ月以内	□ 相続税の申告	遺言書の検認					
遺留分の侵害を 知った時から 1年以内	遺留分減殺請求	遺言執行者の選任					
2 /- NI -	□ 国民年金関連の請求手続き	成年後見人の選任					
2年以内	□ 埋葬料・葬祭費等の手続き	□ 特別代理人の選任 □ 失踪宣告の申立て					
3年以内	生命保険の請求手続き						
	□ 医療費控除の還付請求	遺産分割の調停・審判					
5年以内	□ 各種年金の手続	限定承認の申立て					
2 十 水以	□ 葬祭料・遺族補償年金の請求	相続放棄の申立て					
	□ 簡易生命保険の手続き						

相続手続きチェックリスト(詳細版)

相続の開始		手続き	主な必要書類	手続き先	備考	
7日以内		「死亡届」の提出	□死亡届 □死亡診断書(死体検案書)	被相続人の住所地の市区町村役場		
		「死体火(埋)葬許可申請書」の提出	□死体火(埋)葬許可申請書	被相続人の住所地の市区町村役場		
		未支給年金の請求 (被相続人が加入していた年金によって提出先が異なる)				
10日以内		国民年金 厚生年金保険 船員保険 人18、17、NTT、農林を除く	□未支給金(年金・保険給付金)請求書 □死亡診断書(死体検案書)の写し □被相続人の年金証書 □被相続人の除籍謄本・除票	年金事務所		
		(JR・JT・NTT・農林を除く) 共済年金 (JR・JT・NTT・農林に限る)	□請求者の戸籍謄本・住民票 □生計同一関係に関する申立書 □受取人名義の預金通帳 等	各年金の支払先の共済組合		
		相続財産の調査・確定/財産目録の作成	(書類の発行元によって手続きが異なる)			
		役所が発行する証明書	□被相続人と相続人の関係がわかる 戸籍謄本 □相続人の本人確認資料 等	市区町村役場・法務局		
		金融機関等が発行する証明書	□被相続人と相続人の関係がわかる 戸籍謄本 □相続人の実印 □印鑑証明書 等	金融機関等		
		「世帯主変更届」の提出	□世帯主変更届又は住民異動届 □届出人の本人確認資料 □届出人の印鑑 等	新世帯主の住所地の市区町村役場		
14日以内		健康保険の資格喪失手続き(被相続人がか	入していた健康保険によって異なる)			
		国民健康保険に加入していた場合	□国民健康保険被保険者資格喪失届 □国民健康保険被保険者証 □戸籍謄本等、死亡を証明するもの 等	市区町村役場	・被相続人が世帯主の場合、被保険者全員の国民健康保険証の書替えが必要	
		勤務先の健康保険に加入していた場合	□勤務先所定の届出用紙 □被保険者全員の被保険者証 等	勤務先	・被相続人の被扶養者は、国民健康保険への加入手続きをする	
		介護保険証の返却(被相続人の年齢によっ				
		第1号被保険者(65歳以上)	□介護保険資格取得・異動・喪失届 □介護保険被保険者証 □戸籍謄本等、死亡を証明するもの 等	市区町村役場		
		第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	□介護保険資格取得・異動・喪失届 □介護保険被保険者証 □介護保険負担限度額認定証 □戸籍謄本等、死亡を証明するもの 等	市区町村役場		

	手続き	主な必要書類	手続き先	備考		
	遺言書の有無の確認	【公証役場で検索する場合】 □遺言者死亡の記載のある戸籍等 □遺言者との相続関係がわかる戸籍 □相続人(受遺者)の本人確認資料 等	公証役場又は自宅	・被相続人が大切なものを保管していた 場所などを探す ・公正証書遺言の場合、公証役場でオンラ イン検索が可能		
	遺言書がある場合、以下の手続きの要否を確認					
	公正証書遺言以外の場合、 遺言書の検認	□検認の申立書 □遺言者の出生から死亡までの戸籍謄本 □相続人全員の戸籍謄本及び住民票 □自筆証書遺言又は秘密証書遺言 等	家庭裁判所	・検認手続を行わず遺言書を開封した場合、 遺言書は無効にならないが、5万円以下 の過料などに処される		
14日以内	遺言執行者が必要な場合、 遺言執行者の選任	□遺言執行者選任の申立書 □遺言者の死亡記載のある戸籍謄本 □遺言執行者候補者の住民票又は 戸籍附票 □遺言書写し又は 遺言書の検認調書謄本の写し □利害関係を証する資料	家庭裁判所			
	相続人の調査・確定	□戸籍等の発行申請書 □戸籍請求者の本人確認資料 □ (郵便請求の場合) 定額小為替 等	被相続人・相続人の 本籍のある市区町村役場			
	相続人の調査・確定の結果、以下に該当する場合は、それぞれ手続きが必要					
	相続人に判断能力がない場合、 成年後見人の選任	□成年後見人選任の申立書 □本人の診断書 □本人の戸籍謄本 □本人の住民票又は戸籍附表 □成年後見人候補者の住民票又は戸籍附表 □本人が成年後見登記等されていないこと の証明書 □本人の財産等に関する資料		【申立人になれる人】 ①成年後見開始の審判を受ける本人 ②配偶者 ③4親等内の親族		
	父又は母と未成年の子が同時に相続人に なる場合、特別代理人の選任	□特別代人選任の申立書 □申立人及び未成年者の戸籍謄本 □特別代理人候補者の戸籍謄本及び住民票 □遺産分割協議書案 等				
	長期期間、行方不明の相続人がいる 場合、失踪宣告の申立て	□申立書 □不在者の戸籍謄本 □不在者の戸籍附表 □失踪を証する資料 □申立人の利害関係を証する資料 等	家庭裁判所			
				10/4 L A B L W 1 A L A L A L A L A L A L A L A L A L A		
	遺産分割協議	□財産目録 等	自宅等	・相続人全員が納得すれば、どのような 分割方法も可能		
法定相続人・ 相続財産が確定後	遺産分割協議の結果、遺産分割協議が調わない場合、以下、遺産分割の調停・審判の手続きが必要					
「ロルルス」、土力「単化力	遺産分割協議が調わない場合、 遺産分割の調停・審判	□遺産分割協議調停の申立書 □被相続人の戸籍謄本 □相続人全員の戸籍謄本 □相続人全員の戸籍謄本 □相続人全員の住民票又は戸籍附票 □遺産に関する証明書 等	家庭裁判所			

			手続き	主な必要書類	手続き先	備考
	3ヶ月以内		限定承認の申立て	□相続限定承認の申述書 □被相続人の戸(除)籍謄本 □被相続人の住民票除票又は戸籍附票 □申述人全員の戸籍謄本 等	家庭裁判所	・相続人が相続によって得た財産の限度で、 被相続人の債務を受け継ぐ場合
			相続放棄の申立て	□相続放棄の申述書 □被相続人の住民票除票又は戸籍附票 □申述人(放棄する人)の戸籍謄本 等	家庭裁判所	・相続人が被相続人の財産を一切受け継が ない場合
4ヶ月以内			所得税の準確定申告	□確定申告書 □確定申告書の付表 □給与の源泉徴収票 □年金の源泉徴収票 □配当通知書 □社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書 □生命保険料控除証明書 □地震保険料控除証明書 □医療費の領収書 等	税務署	・申告の内容によって、さらに書類が必要 な場合がある
	10ヶ月以内		相続税の申告	□相続税の申告書 □被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 □被相続人の住民票の除票 □相続人全員の戸籍謄本 □相続人全員の住民票 □遺産分割協議書 □相続人全員の印鑑証明書 □不動産登記簿謄本 □固定資産税の課税明細書 □金融機関の残高証明書	税務署	・申告の内容によって、さらに書類が必要 な場合がある
	遺留分の侵害を 知った時から 1年以内		遺留分減殺請求	□遺留分減殺請求書 □相続財産の目録等 等	相手方相続人等	
			国民年金関連の請求手続(被相続人が国	国民年金 第1号被保険者だった場合、以下の	受給要件を確認)	
	2年以内		寡婦年金の請求 (被相続人が国民年金 第1号被保険者 だった場合に、妻が受け取れる)	□国民年金寡婦年金裁定請求書 □除籍謄本 □妻の所得証明書 □受取人名義の預金通帳 □妻の年金手帳 □死亡診断書(死体検案書)の写し 等	市区町村役場又は年金事務所や年金相談センター	・受給要件を確認する
			死亡一時金の請求 (被相続人が国民年金 第1号被保険者 だった場合に、遺族が受け取れる)	□国民年金死亡一時金請求書 □除籍謄本 □被相続人の年金手帳 □住民票 □受取人名義の預金通帳 等	市区町村役場又は年金事務所や年金相談センター	・受給要件を確認する

		手続き	主な必要書類	手続き先	備考
		埋葬料・葬祭費等の手続き (国民健康保	険、健保組合等によって手続きが異なる)		
		国民健康保険に加入していた場合、 葬祭費の請求	□国民健康保険葬祭費支給申請書 □被相続人の健康保険証 □死亡が確認できるもの □葬儀費用の領収書又は会葬礼状のはがき □受取人名義の預金通帳 □被相続人と申請者の間柄が確認できる もの 等	市区町村役場	
		共済組合に加入していた場合、 埋葬料の請求	□埋葬料・家族埋葬料・同附加金請求書□市区町村長の埋葬許可証又は仮装許可証の写し□振込口座がわかるもの等	共済組合	
2年以内		健保組合、協会けんぽに加入していた 場合、埋葬料・家族埋葬料の請求	□負傷原因届 □第三者行為による傷病届 □除籍謄本 □住民票 □事業主の証明又は死亡診断書 (死体検案書)の写し □埋(火)葬許可証の写し □埋葬費用の領収書原本 □埋葬に要した費用明細書 □生計維持を確認できる書類	社会保険被保険者の勤務先を管轄する年金 事務所又は勤務先の健康保険組合	
		高額療養費の請求	□高額療養費支給申請書兼請求書 □被相続人との関係を証明できる戸籍の 写し □該当している月の医療機関の領収書 等	国民健康保険加入者:住所地の市町村役場 その他:加入の健康保険組合	・死亡後に受取る高額療養費は相続財 産となる
		高額介護サービス費の請求	□申請書 □介護保険被保険者証 □振込先口座のわかるもの □印鑑(朱肉を使用するもの)	住所地の市町村役場	・被相続人が高額介護サービス費の支 給対象となる場合・死亡後に受取る高額介護サービス費 は相続財産となる
		生命保険の手続き(被相続人が加入していた契約内容に応じて手続きを行う)			
3年以内		死亡保険金の請求	□ 機保険者のP 精謄本 □ 死亡診断書 等	生命保険会社	・必要書類は契約の内容により異なるため 保険会社に確認する
		入院給付金の請求	□保険金・給付金請求書 □医師の診断書 □相続人の本人確認資料 等	生命保険会社	・必要書類は契約の内容により異なるため 保険会社に確認する

		手続き	主な必要書類	手続き先	備考
		医療費控除の還付請求	□確定申告書 □医療費等の領収書 等	税務署	・被相続人が亡くなった年に、医療費を 10万円以上支払っていた場合
	遺し □ 葬祭料・遺族補償年金の請求 □ □ 戸 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		遺族補償年金支給請求書又は 遺族年金支給請求書 専祭料請求書 死亡診断書(死体検案書) 可籍謄本 一定の障害の状態や事実婚姻関係がある 場合、その事実を証明する書類 等	相続人の勤務先を所轄する労働基準監督	・業務又は通勤が原因で亡くなった労働者 の遺族が受取れる
Ī		各種遺族年金の手続き (加入していた)	<u></u> F金によって手続きが異なる)		
•		国民年金に加入していた場合、 遺族基礎年金の請求	□被相続人の年金証書又は年金手帳 □請求者の基礎年金番号がわかるもの □被相続人の除籍謄本・除票 □世帯全員の住民票 □請求者の所得証明書 □死亡診断書(死体検案書)の写し □受取人名義の預金通帳	市区町村役場又は年金事務所や 年金相談センター	・被相続人の「子のある配偶者」又は 「子」が受け取れる
	各種共済組合に加入していた場合、 遺族共済年金の請求		□遺族共済年金決定請求書 □共済年金手帳 □死亡診断書(死体検案書)の写し □被相続人の除籍謄本・除票 □請求者の戸籍謄本、住民票 □受取人の所得証明書 □受取人名義の預金通帳 等	各共済組合	・共済組合とは、国家公務員、地方公務 員、私立学校職員等が加入する制度・配偶者、子、父母、孫、祖父母が受け 取れる
		厚生年金保険に加入していた場合、 遺族厚生年金の請求	□厚生年金裁定請求書 □被相続人の年金手帳 □請求者の基礎年金番号がわかる書類 □被相続人の除籍謄本・除票 □世帯全員の住民票 □請求者の所得証明書 □死亡診断書(死体検案書)の写し □受取人名義の預金通帳	近くの年金事務所又は年金相談センター	・被相続人によって生計維持されていた 遺族が受取れる
		簡易生命保険の請求	□相続関係がわかる戸籍謄本等 □保険金支払請求書又は 契約者変更等請求書 □保険証券 □死亡証明書・入院証明書 □相続人全員の実印 □相続人全員の印鑑証明書	かんぽ生命保険窓口のある郵便局	・契約内容によっては追加で書類が必要 となるため事前に要確認

□手続者の本人確認資料

5年以内